

(地Ⅲ219F)

平成 26 年 2 月 21 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

平成 26 年度からの予防接種について

水痘ワクチンならびに成人用肺炎球菌ワクチンの今秋からの定期接種化の見込みについては、昨年 12 月 26 日付、日医発第 988 号 (地Ⅲ179)をもってご連絡申し上げました。

現在、本年 10 月からの実施に向けて厚生労働省が調整中ですが、今般、同省健康局結核感染症課から各都道府県等に対して、添付のとおり情報提供が行われましたのでご連絡申し上げます。

これらは現時点では正式な通知ではありませんが、①上記ワクチンの接種対象者・接種方法等、②定期接種の接種間隔の緩和（予防接種実施規則、実施要領改正案）について、予めその方向性を情報提供する趣旨のもので、正式に決定した際には、あらためて通知が発出される予定です。

つきましては、貴会管下の郡市区医師会ならびに会員に本件について周知いただきたく、ご高配のほどお願い申し上げます。

平成 26 年 2 月 20 日

各都道府県、政令市、特別区
予防接種ご担当者様

厚生労働省健康局結核感染症課

平成 26 年度からの予防接種について

平素より、予防接種行政にご尽力賜り誠にありがとうございます。

先日ご連絡いたしました但、平成 26 年 10 月から、水痘及び成人用肺炎球菌が定期接種に位置付けられる疾病となるよう、現在調整をしているところです。

1 月 15 日に開催された予防接種・ワクチン分科会で接種対象者について、分科会長預かりとなつてはいましたが、別添のとおりまとまりましたので、ご連絡いたします。

水痘については、その他に（経過措置対象者も含む）を明記いたしました。

また、同一ワクチンの接種間隔が緩和されることについては、現在パブリックコメントを募集しており、3 月下旬に公布され、4 月 1 日施行する予定ですので、併せてご連絡致します。

現在のところ別添のとおりで考えております。

成人用肺炎球菌ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【接種対象者】

- ① 65歳の者（経過措置終了後の平成31年度より実施）。
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる。免疫の機能に障害を有する者（インフルエンザの定期接種対象者と同様。）。
※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。
(発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。)

【接種方法】

- 肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を使用し、1回筋肉内又は皮下に注射する。

【経過措置】

- 平成26年度から平成30年度までの間は、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者（各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者）を対象とする。
例：平成26年度における65歳への接種については、平成25年度末日に64歳の者（生年月日が昭和24年4月2日～昭和25年4月1日の者）が対象となる。
- 平成26年度は、平成25年度の末日に100歳以上の者（平成26年度101歳以上となる者）を定期接種の対象とする。

【その他】

- 既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とする。
- 平成31年度以降の接種対象者については、経過措置の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討する。

水痘ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【対象年齢】

- 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者。
※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。
(発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。)

【接種方法】

- 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、合計2回皮下に注射する。3月以上の間隔をおくものとして、接種量は毎回0.5mlとする。

【標準的な接種期間】

- 生後12月から生後15月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種終了後6月から12月に至るまでの間隔をおいて1回行う。

【経過措置】

- 生後36月から生後60月に至るまでの間にある者を対象とし、1回注射する。
ただし、平成26年度限りとする。

【その他】

- 既に水痘に罹患したことがある者は接種対象外とする。
- 任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなす(経過措置対象者も含む)。

予防接種実施規則、実施要領改正案 (1)

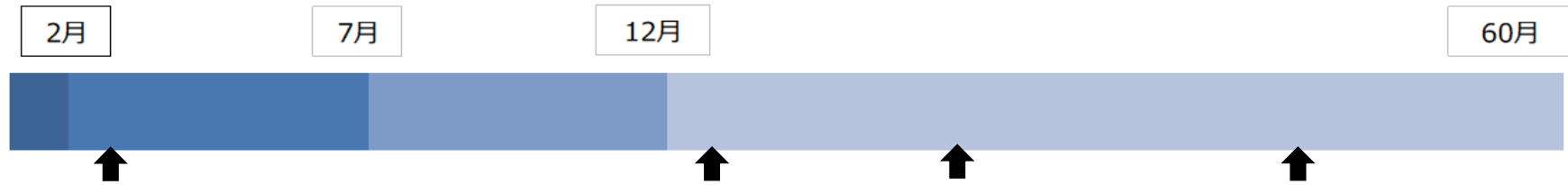
予防接種		現行	改正案
ジフテリア 百日咳 ポリオ 破傷風	実施規則	第1期予防接種の初回接種：20日から56日までの間隔をおいて3回	20日 から56日まで以上 の間隔をおいて3回
	実施要領	第1期予防接種の初回接種：20日から56日までの間隔をおいて3回	20日 から以上 、標準的には56日までの間隔をおいて3回
日本脳炎	実施規則	第1期予防接種の初回接種：6日から28日までの間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回	初回接種：6日 から28日まで以上 の間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後 おおむね1年6月以上 の間隔をおいて を経過した時期に 1回
	実施要領	第1期予防接種の初回接種：6日から28日までの間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に	初回接種：6日 から以上 、標準的には28日までの間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後 おおむね1年を経過した時期に 6月以上、標準的には おおむね1年の間隔をおいて
Hib (初回接種開始時に2月-12月のもの。 初回接種開始時に12月-のものについては変更なし)	実施規則	初回接種： 〔初回接種開始時に2月-7月〕 27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日までの間隔をおいて3回 〔初回接種開始時に7月-12月〕 27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日までの間隔をおいて2回 追加接種： 初回接種終了後7月から13月までの間隔をおいて1回	初回接種： 〔初回接種開始時に2月-7月〕 生後12月に至るまでの間に 27日（医師が必要と認めるときは20日） から56日まで以上 の間隔をおいて3回 〔初回接種開始時に7月-12月〕 生後12月に至るまでの間に 27日（医師が必要と認めるときは20日） から56日まで以上 の間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後7月 から13月まで以上 の間隔をおいて1回 ただし、初回接種の開始時に生後2月から生後12月に至るまでの間にあった者が、初回接種を終了せず生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上 の間隔をおいて1回
	実施要領	〔初回接種開始時に2月-7月〕 初回接種：27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日までの間隔をおいて3回 追加接種：初回接種終了後7月から13月までの間隔をおいて1回 〔初回接種開始時に7月-12月〕 初回接種：27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日までの間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後7月から13月までの間隔をおいて1回	〔初回接種開始時に2月-7月〕 初回接種：27日（医師が必要と認めるときは20日） から以上 、標準的には56日までの間隔をおいて3回 追加接種：初回接種に係る最後の注射終了後7月 から以上 、標準的には13月までの間隔をおいて1回 ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合も追加接種は可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日（医師が必要と認めるときは20日）以上 の間隔をおいて1回行うこと。 〔初回接種開始時に7月-12月〕 初回接種：27日（医師が必要と認めるときは20日） から以上 、標準的には56日までの間隔をおいて2回 追加接種：初回接種に係る最後の注射終了後7月 から以上 、標準的には13月までの間隔をおいて1回 ただし、初回2回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合も追加接種は可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日（医師が必要と認めるときは20日）以上 の間隔をおいて1回行うこと。

予防接種実施規則、実施要領改正案 (2)

予防接種		現行	改正案
HPV (2価ワクチン)	実施規則	1月から2月半までの間隔を置いて2回接種した後、1回目の注射から5月から12月までの間隔を置いて1回	1月以上の間隔を置いて2回接種した後、1回目の注射から5月から12月まで以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔を置いて1回
	実施要領	標準的な接種方法として、1月の間隔を置いて2回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔を置いて1回行うこと。ただし、やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は1月から2月半までの間隔を置いて2回接種した後、1回目の注射から5月から12月までの間隔を置いて1回	標準的な接種方法として、1月の間隔を置いて2回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔を置いて1回行うこと。ただし、やむを得ず接種間隔の変更が必要な当該方法をとることができない場合は1月から2月半までの間隔を置いて2回接種した後、1回目の注射から5月から以上、かつ2回目の注射から2月半以上12月までの間隔を置いて1回
肺炎球菌 (初回接種開始時に生後2月 - 生後12月のもの 生後12月 - のものについては変更なし)	実施規則	初回接種: 〔初回接種開始時に2月 - 7月〕 生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔を置いて3回 〔初回接種開始時に7月 - 12月〕 生後13月に至るまでの間に27日以上の間隔を置いて2回 追加接種: 初回接種終了後60日以上の間隔を置いて、生後12月に至った日以降において、1回	初回接種: 〔初回接種開始時に2月 - 7月〕 生後1224月に至るまでの間に27日以上の間隔を置いて3回 ただし、生後12月を超えて第2回目の注射を行った場合は、第3回目の接種は行わないものとする。 〔初回接種開始時に7月 - 12月〕 生後1324月に至るまでの間に27日以上の間隔を置いて2回 追加接種: 同左
	実施要領	〔初回接種開始時に2月 - 7月〕 初回接種: 27日以上の間隔を置いて3回 追加接種: 生後12月から生後15月を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔を置いた後であって、生後12月に至った日以降において1回 ただし、初回2回目及び3回目の接種は生後12月に至までに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと (追加接種は実施可能)。 〔初回接種開始時に7月 - 12月〕 初回接種: 27日以上の間隔を置いて2回 追加接種: 初回接種終了後60日以上の間隔を置いた後であって、生後12月に至った日以降において1回 ただし、初回2回目の接種は生後13月に至までに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと (追加接種は実施可能)。	〔初回接種開始時に2月 - 7月〕 初回接種: 標準的には生後12月までに27日以上の間隔を置いて3回 追加接種: 左に同じ ただし、初回2回目及び3回目の接種は生後1224月に至までに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと (追加接種は実施可能)。 また初回2回目の接種が生後12月を超えた場合、初回3回目の接種は行わないこと (追加接種は実施可能)。 〔初回接種開始時に7月 - 12月〕 初回接種: 標準的には生後13月までに27日以上の間隔を置いて2回 追加接種: 初回接種終了後60日以上の間隔を置いた後であって、生後12月に至った日以降において1回 ただし、初回2回目の接種は生後1324月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと (追加接種は実施可能)。

Hibワクチンについて

Hibワクチンについて、現行規定のまま上限をなくすと例えば下記のような接種がありえることとなり、生後12月以降に過剰な接種をしてしまうことになってしまう。



初回接種は生後12月までに実施することとし、それを越えた場合は行わないこととしてはいかがか。

さらに、この規定を置くと、例えば下記のように、初回1回目の接種を生後8月に実施した場合、その後の初回接種を行わずに生後12月になってしまった場合、次に行うのは追加接種になるため、初回接種終了後7月の間隔をおいた生後15月までは追加接種を行えないこととなる。不十分な免疫のまま、追加接種が行えるまで待つ期間が必要となってしまう。



そのため下記のようなただし書きを追加してはいかがか。

ただし、生後12月までに初回接種を完了せずに生後12月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日（医師が必要と認めるときは、20日）以上の間隔をおいて行う。

小児用肺炎球菌ワクチンについて

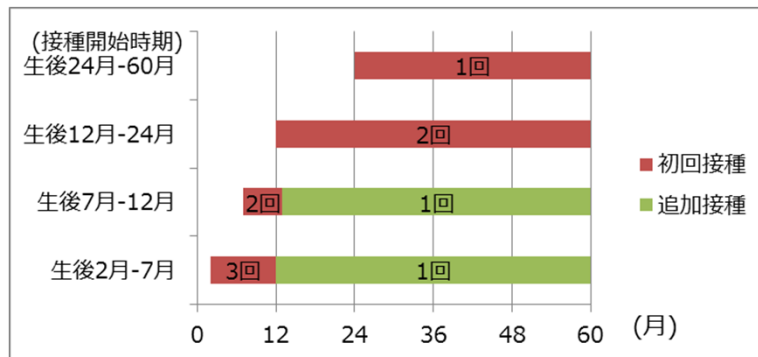
例えば、現行生後2月に肺炎球菌予防接種を開始したものは、生後12月までに初回接種2回目、3回目を注射しなかった場合、生後12月以降の追加接種しか接種できないこととなる。生後12月以前の1回と追加の1回となり、免疫が不十分になってしまう可能性がある。

下記のように生後2月-12月に接種を開始したものは、初回接種を生後24月まで実施可能なように改正してはいかがか。

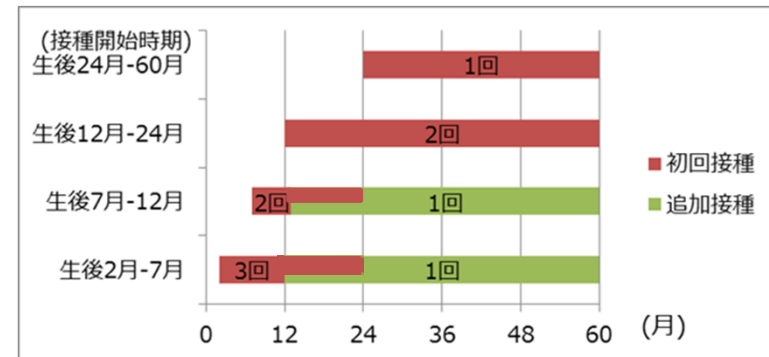
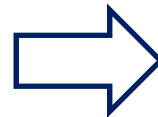
またこの改正をした場合、生後2月-7月に接種を開始したものが、2回目、3回目の接種を生後12月-24月に実施した場合、生後12月以降に3回の接種を実施することとなり、過剰な接種をすることとなる。

そのため生後2月-7月に接種を開始したものについては下記のようなただし書きを追加してはいかがか。

「初回2回目の接種が生後12月を超えた場合、初回3回目の接種は行わないこと」



現行



改正案